

# 令和6年度 第10回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和7年1月10日(金) 午後3時30分から午後4時50分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎3階 会議室302

3 出席委員 (24人)

会長 2番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

## 農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員	山下洋一郎 委員

4 欠席委員 (4人)

8番 吉村年明 委員	11番 堀川理恵 委員	12番 敷馬 豊 委員
藤原 治 委員		

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第56号 農用地利用集積計画の決定について

議案第57号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第58号 所有者等を確知することができない農地の公示について

議案第59号 地域計画の策定について

議案第60号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

## 7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局 　　ただ今より、令和6年度第10回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

### (2) 会長あいさつ

会 長 　　(会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局 　　この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長 　　それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 　　それでは指名をさせていただきます。1番 高見委員、5番 福井章人委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 　　8番 吉村委員、11番 堀川委員、12番 敷馬委員、藤原推進委員は体調不良のため欠席でございます。

### (4) 連絡・報告事項

議 長 　　それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 　　令和6年度第10回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

### (5) 議 事

議 長 　　それでは農業に関する相談会の相談はなかったようですので、続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第53号農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページのとおり、番号1000地内における3筆の売買を始め8件の申請がございます。

続いて議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案5ページから6ページのとおり6件の申請がございます。番号1は000地内における太陽光発電設備の設置で、12月の会議で審議を保留とし

ていたものでございます。申請地は都市計画用途区域の工業地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。番号2は〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅用駐車場の整備で、申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。番号3は〇〇〇〇〇〇地内における資材置場の整備でございます。農地区分は第2種農地で許可根拠は集落接続でございます。続いて番号4は〇〇〇〇〇〇地内における解体重機、コンテナ基地の整備でございます。農地区分は第2種農地で許可根拠は集落接続でございます。番号5は〇〇〇〇〇〇地内における共同住宅の建築で、申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。番号6は〇〇〇〇〇〇地内における共同住宅の建築で、申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。

続いて議案第55号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案8ページのとおり4件の申請がございます。

議案第56号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案11ページから72ページ記載のとおり177件の利用権設定の申出と議案73ページから76ページのとおり、4件の所有権移転の申出がございます。

次に議案第57号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定については、議案の86ページのとおり1件の申請がございます。

続いて議案第58号 所有者等を確認することができない農地の公示についてですが、議案88ページのとおり告示して良いか意見を求めるものでございます。

続きまして議案の第59号 地域計画の策定についてですが議案の91ページから142ページまでのとおり倉吉市長から協議がございましたので意見を求めるものでございます。

議案第60号 農用地利用集積等促進計画については議案145ページから148ページのとおり77件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

### 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。議案第53号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、13番 鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。1番ですけどこのくらいの値段で売買となったんでしょうか、4万5千円ぐらいというのはちょっと。

議 長 44,943円、1反あたりですね。金額というのはあくまでも双方で話し合うものですし言われたとおりですね。

13番 はい、わかりました。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、ただ今の議案第53号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

**議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について**

議 長 続きまして、議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります松本委員、山下洋一郎委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して山下委員より報告をお願いいたします。

山下推進委員 今日の午前中に現地確認と写真とで現地を確認しました。問題ないということ報告します。

議 長 はい。ただ今報告がございました。雪の予想があったために、前々日に岩田主任が写真を撮ってありましたもので、本日の現地の確認と写真と両方で確認をさせていただいて問題なしという報告がございました。それでは議案に対する質疑を求めます。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。4番について、騒音とかはないんでしょうか。持って来て置いておくだけなのか、ここで解体も行うことはないんでしょうか。家が裏のほうにあるので。

議 長 はい、事務局。

事務局 回答させていただきます。申請番号4番についてはあくまでも重機とコンテナを置くだけということで、3番の資材置場にされるほうで作業は行われるということで。国道を挟んで東側と西側ということになります。家の比較的ないほうで作業をされることとなりますので、騒音の心配はないものと考えております。

13番 わかりました。

議 長 解体した基礎コンクリートなんかの粉碎は〇〇〇の広いところを借りておきまして、そこでできた物の置き場がないのでここへ持って帰って置いておきたいということでございます。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 それではないので、議案第54号につきまして賛成の農業委員の方

の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

**議案第55号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について**

議長 続きまして議案第55号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先ほど同様現地の調査に行っておりますので、山下委員より報告をお願いいたします。

山下推進委員 問題がなかったことをここに報告いたします。以上です。

議長 はい、皆さんのほうで何かありませんか。

(なしの声)

議長 それではないので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員異議なしということでございますので承認いたします。

**議案第56号 農用地利用集積計画の決定について**

議長 続きまして議案第56号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

11ページ申請番号1番から13ページ番号8番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。申請番号1番、〇〇〇〇〇〇の2筆、3, 977㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他13ページの番号8番まで、合計いたしまして23筆、35, 375㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第



議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。  
美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして14ページ申請番号11番から16ページ番号15番は、18番原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは事務局、説明をしてください。

事務局 14ページでございます。申請番号11番、〇〇〇〇の1筆、2,571㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他16ページの番号15番まで、合計いたしまして11筆、23,341㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今原田委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。  
原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続き全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は713,359.33㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11ページから72ページまでの記載のとおりでございます。



## 議案第57号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして議案第57号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。本件につきましても本日午前10時30分より先ほどの当番委員で現地の調査に行っておりますので、報告いたしますがこの件につきましても雪の前に写真を撮っておりますので、写真と現地と両方で調査を行いましたので報告をお願いいたします。

山下推進委員 ○○○○○の分ですけど、適正に行われておりました。2万円が妥当だとの判断です。

議長 はい、助成金としては2万円が妥当だということで報告がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、ただ今の遊休農地解消対策事業助成金交付に係る案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

## 議案第58号 所有者等を確知することができない農地の公示について

議長 続きまして議案第58号 所有者等を確知することができない農地の公示についてお諮りいたします。事務局説明をしてください。

事務局 議案第58号 所有者等を確知することができない農地の公示についてでございます。この取り扱いにつきましては、倉吉市では4例目となります。農地法第33条第1項に規定されます「耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当し、遊休化のおそれがある農地について公示することについて意見を求めるものでございます。

88ページ、1に農地の所在等を書いております。この度3筆ございまして、まず○○○○○の○○○、○○○については利用権設定の終期が到来しまして、これは○○の○○○○さんが耕作されておりました、この度継続して耕作をしたいということでご相談いただいたところです。

しかしながら、確認したところ当該農地は89ページに相関図を載せておりますけれども、既に死亡しております○○○○○さんの名義となっております、利用権設定の申出に関しては手続きをとっておられたのが弟の子、○○さんから見れば甥にあたる○○○○○さん。ご存知の方もあられるかもしれませんが、○○の職員の方で○○の○○○をされていた方ですけども。他の方が県外へ出ていた関係でその方が手続きをされていましたが、本来○○さんは相続人ではありませんので、その手続きはあまり良くなかったのかなと思うんですけど。

聞きますに、○○さんから米をもらって、相関図にもあります○○の○○○  
○○○さんへ送っていたというようなお話も伺いました。その○○○さんも昨年2月に亡くなって、○○さんは昨年10月に亡くなったということで。○○

さんにご家族がいらっしゃるのと、妹の〇〇〇〇さんからも相談を受けまして。この〇〇さんも〇〇さんの相続人ではございませんので権利関係がないということで、今回調べさせていただいてみたところ、配偶者も子どもも全員亡くなっている状態だということで、今回の取り扱いをさせていただいております。

もう1筆、〇〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作をされています。こちらと同じように利用権設定を〇〇さんがされていたということで、こちらはもう少し先まで権利設定があるのですが、今年中には切れてしまいますのでこの度同じ書面で告示をさせていただいて、〇〇の田んぼは〇〇さんに〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇さんにそれぞれ設定するという手続きを県の裁定のもと担い手育成機構から利用権設定をしたいというものでございます。説明は以上です。

議 長            はい、ただ今説明がございましたが皆さんのほうで何か聞きたいことがありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

(なしの声)

議 長            それではないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長            はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

#### **議案第59号 地域計画の策定について**

議 長            続きまして議案第59号 地域計画の策定についてお諮りいたします。農林課より説明をお願いします。

農林課            農林課の清水です。議案書90ページになります。91ページにはこれまでの成果、それから92ページ以降に各地区の地域計画の案を載せております。91ページをご覧ください。地域計画の策定につきましては令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されまして、今年度末までに策定することが義務づけられております。地域計画の概要につきましてはご存知だと思っておりますので省略させていただきますが、令和6年2月28日に上北条地区で第1回を開催しまして、以降灘手、関金、小鴨、上小鴨、高城、北谷と各地区で記載のとおり範囲で地域で話し合いをもちまして、各地域で農業の現状や課題、今後の方針を話し合いしております。また社地区については、人農地プランがございますのでそれを活用しておりますし、河北、西郷、成徳、明倫につきましては基本的には農地があまりありませんし、担い手もほとんど入っていないことから農事組合長に書面による意見聴取を行っております。各地区で話し合った内容につきましては、倉吉市のホームページに随時掲載しております。

それからこの地域計画には目標地図として、5年後10年後の担い手の意向を踏まえた集積等を変更した地図を作ることになっておりますが、やはり他の市町村もここが一番難しいということで課題を持っております。こちらの方もなかなか5年先の集積を見込んだ地図は難しいということで、こちらについては令和6年度の営農状況をもとに現在の耕作地図を作成しまして、そこに対し

て今農業委員会さんのほうで担い手となる認定農業者に意向調査をしていただいております。それで今後の意向を確認した上で、目標地図については年次的に更新していくという形をとろうとしております。

今後の予定ですけど、意見聴取ということで関係機関、農業委員会、JA、県の最適化機構に意見聴取することが基盤強化促進法に定めがあるので、今しているところで。この後2月13日に倉吉市の農林振興協議会があり、いろんな分野の各団体の方が来られる会がありますのでそこでお諮りして、その後2週間の縦覧期間をもちます。最終的には3月末に完成したものを告示という流れで進めていこうと思っております。以上です。

議長 　ただ今、地域計画の策定について説明がございましたが皆さんのほうで何かありませんか。なかなか質問は出にくいと思えますけど、これは今年度中にしないといけないですね。県下あちこちでやっていますが、まだ詳しいところまでできていないところはかなりあるようです。ここに書いてあるように、各地区ごとに集まってやったところでございます。鐵本委員、どうぞ。

13番 　13番 鐵本です。地図にアルファベットが書いてあるのが担い手が農業をするようにするところですか。名前も書いてあるけど。

農林課 　例えば93ページの4番に地域内の農業を担う者一覧ということで、その地区におられる認定農業者や集落営農組織や新規就農者などの方がおられます。とりあえず目標地図については令和6年度の営農がある農地についてその方の番号を振っておりますので、今後の目標にはなっていないのでこれを随時今後集積をしていく目標地図に変えていく作業を、毎年行っていく予定です。

13番 　今年度に詰めていくということですね。現在作っている人の分をここに記載したので、今後どうですかということをお願いしていくということですか。それは必要ないのでしょうか。

事務局 　聞きながら随時更新していくというものになります。

議長 　どうぞ。

事務局 　農業委員会のほうが地域計画の目標地図の素案を作成する役割が本来はあるんですけど、資料の105ページから社地区があがっているんですけども、結局109ページの地図も田んぼ中心で久米ヶ原が色塗りがなくて。今後どのように進められるのかお聞きしたいと、久米ヶ原の改良区関係の方が結構いらっしゃいますので。よろしくお願ひしたいです。

農林課 　今の地域計画の策定というのが今年度いっぱいで作らないといけないということで、形を作っているところはあります。今話に出た、久米ヶ原地区も全部はまだ検討できていないというようなことで、ポイントポイントで協議を重ねる必要があると思っておりますので、それについては来年度以降も随時開催してその地区での話を進めていこうと考えております。

議長 　他にありませんか。



(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして148ページ番号72番から75番は、18番 原田委員に係る案件でございますので、原田委員の退席を求めます。

(原田委員 退席)

議長 それでは事務局、説明してください。

事務局 148ページ農地番号72番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇〇〇〇〇の1筆1,500㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他農地番号73番から75番まで合計いたしまして4筆の7,350㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議長 ただ今、原田委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして148ページ番号76番及び77番は、10番 筏津委員に係る案件でございますので、筏津委員の退席を求めます。

(筏津委員 退席)



必要があります。次回からは区分 BC になりますので省略されるようになります。

13番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第60号については承認といたします。以上で議事は終結といたします。

## (6) その他

議長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹より説明をしてください。

事務局 はい、2ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は5件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が〇〇〇さんで〇〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

3ページ、2番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇の水田であります。相談内容は、賃貸借ということであります。

4ページ、3番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

5ページ、4番目は相談者が所有者の〇である〇〇〇〇さんで〇〇の水田、畑であります。相談内容は賃貸借、使用貸借ということであります。

6ページ、5番目は相談者が〇〇〇〇さんで〇〇〇の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしく願いいたします。

議長 〇〇〇は〇になります、塚根委員お願いします。続きまして2番は私が昨年まで作っていたので、堀川委員と私でやります。続きまして〇〇、小谷委員、衣笠委員どうですか。

15番 小谷委員さん、よろしく願いいたします。

議長 じゃあ2人でお願いします。続きまして、〇〇。これは田村委員と藤原委員でお願いします。次がこれも〇〇〇だな、どうされますか。

15番 一緒にいいですか。

議長 なら、さっきと同じく2人でお願いします。  
続きまして(3)あっせん活動の状況について、報告をお願いします。

15番 15番 衣笠です。報告させていただきます。相談者、〇〇〇さんの使用貸借の案件ですが、現地確認に行ったところ何らかの管理はしてあるものの水稲とかを作った形跡はありませんでした。それで〇〇さんに連絡をとったところ、〇〇の〇〇さんが作られていたそうですが、一昨年、去年と水田をしていなかったようなことでした。それで今まで作っていた方も〇〇さんにはもう農業を辞めたいから土地は返します、と話をしていました。農業委員としても使用貸借であっせんしたいところですが、現状作ってくださる方を見つけるのは困難ですので今後ともいい耕作者の方を見つけていきたいと思えます。

議長 はっきりとよう作らんって言わんと、農業を辞めるなんて嘘言ったらいけんと思うよ。これ原田委員のこの人でしょう。

18番 今回も新規で出とるし。

議長 だけな、そんな辞めるなんて嘘ついたらいかんって注意しといて。はっきりよう作らんなら作らんって言わないと。原田委員から言ってもらっていいと思う。はい、小谷委員。

小谷推進委員 今日新たにあっせんが出ました3番の〇〇〇〇さんの8筆の田んぼ、5番の〇〇さんの5筆、これらすべて〇〇さんが作っておられました。ここにきて全部ようしませんということで〇〇から出てるんですわ。地域が遠いこともあるんでしょうけど、最初来て植えたらそのまま周辺の水管理の迷惑はお構いなく当てっぱなしで。去年の末ぐらいからこうしていっぱい出てきています。正直、我々もあっせん困っています。田んぼも、言っちゃ悪いですけどいい加減な管理されてましたので、かなりの筆を担当して。〇〇地区ではこれまでありがたかったと思うんですが、ここにきてだめだということになりまして。

この〇〇地区には農業者がほとんどおられません。地元には全くおられないので、それと会長ご存知でしょうけど〇〇〇の〇〇〇から〇〇あたりまでの人が橋を渡って向こうに行くということがちょっと距離感があるということを書いてまして。〇〇さんが放棄された分がみんなこうして出てきているんですが、地元には作る者がほとんどおりません。特に〇〇土地改良区が中心になるところですけど、もう改良区の役員さんも他地区に作ってやと言うような状況で今後この問題が出てくるんですけど、我々はどうしたらいいのだろうかと苦しんでおるということを報告させてください。以上です。

議長 はい、わかりました。それでは次に、山下委員。

9番 9番 山下です。〇〇の件で、4ヶ月前ぐらいからずっと〇〇の問題が出てまして、同じ人が作られたところなんですけど。今日も〇〇で売買だとか、賃貸借がありましたがその人に頼んでみたんですけど、もう勘弁してくれということで。他2、3あたったんですけどどうも難しいということで。今のところ

ないのでまたこれから探してみますということで、本人にはご了解を得ております。以上です。

議 長            はい、次は室山委員。

7 番            7 番 室山です。この件に関しましては来月吉村委員のほうから報告してもらいます。

議 長            今日は欠席ですので。その他ないですか。

(なしの声)

議 長            では、その他について梶本主幹。

事務局           (4) その他の説明をさせていただきます。まず令和7年度の農業委員会会議、現地調査、くらし農業に関する相談会の日程についてということで、今回この緑のものを配布させていただきました。これが年間のスケジュールということでご確認ください。当日都合が悪い場合は次回の委員と協議して交代調整をお願いします。

続きまして新年互礼会です。本日5時半から溪泉閣ということで、配席表の方を今日机の上にお配りさせていただきました。座られる位置等確認しておいていただきたいと思います。マイクロバス1台を宮川町観光駐車場に準備していますので乗り遅れのないようお願いします。5時前に出発予定です。以上でございます。

議 長            はい、他にございませんか。

(なしの声)

議 長            ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後4時50分 閉 会 —